

平成28年度第2回江別市公平委員会会議録

日 時 平成29年3月29日（水）
午後1時30分～
場 所 市民会館36号

- 1 議事日程
 - (1) 議事
 - ・職員団体登録事項の変更について
 - (2) 報告事項
 - ・人事行政の運営等の状況の公表について
 - (3) その他

- 2 出席者
 - (1) 委 員 員 委 員 長 佐 藤 允
委 員 杉 野 邦 彦
委 員 本 間 雅 彦
 - (2) 事務職員 幹 事 宮 沼 直 之
事務職員 川 村 正 利
事務職員 熊 澤 和 宏
事務職員 川 上 静

- 3 傍聴者数 1人

(議事録)

佐藤委員長（以下「委員長」） 委員長の佐藤允です。定刻になりましたので、ただいまより平成28年度第2回江別市公平委員会を開会いたします。

はじめに、議事としまして、「1 職員団体登録事項の変更について」を議題といたします。事務局から説明願います。

川村事務職員 それでは、職員団体登録事項の変更について、ご説明申し上げます。

平成29年3月1日付けで、自治労江別市職員組合から、職員団体登録事項変更届の提出がありましたので、これについてご審議をいただくものがあります。

資料1をご覧いただきたいと存じます。

資料の1ページ及び2ページには、公平委員会において職員団体登録を行うに当たっての法的根拠となる「地方公務員法」と「職員団体の登録に関する条例」の関係規定を掲載しております。

今回の議事事項であります、職員団体登録事項の変更については、地方公務員法第53条第9項の後段で準用する同条第5項の規定により、職員団体の登録事項の変更登録を行おうとするものであり、「登録を受けた職員団体は、その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

また、条例第4条第1項では、「登録を受けた職員団体は、その規約若しくは登録の申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。」とされております。

それでは3ページをご覧くださいと思います。

自治労江別市職員組合の役員選挙は、去る2月16日に行われ、変更年月日は定期大会で承認された2月28日付けとなります。

次に、内容であります、副執行委員長は3人のうち1人が再任で、2人が新任となります。

書記長は再任となり、書記次長は新任となっております。

また、執行委員は、7人のうち5人が再任で、残りの2人が新任となっております。

また、監査委員は、1人が新任となっております。

次に、4ページをご覧ください。これらの選挙結果が記載されておりますので、ご確認いただきたいと存じます。

次の5ページは、今回の選挙の投票録でありまして、選挙人名簿登録者数及び当日の有権者数が246人、投票者数が162人、投票率が65.9%となっておりますことが記載されております。

なお、過年度の投票結果及び投票率の推移につきましては、最後の6ページにグラフで掲載しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、資料の概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。ただいま説明を受けましたが、これについて質問等はございませんか。

私からお伺いします。

役員名簿の変更で、執行委員長が変更後空白になっておりますが、これはどういうことでしょうか。

川村事務職員 今回の役員の変更で、執行委員長に選任されておりますのが、企業職の職員になっております。当委員会で登録団体として構成されるのは、企業職の職員を除くものとされておりますので、今回の変更では執行委員長は記載されない形で届出がされることとなります。

以上です。

委員長 そのほかにごございませんか。(なし)

では、ただいまの説明のとおり、職員団体登録事項を、公平委員会に変更

登録することにいたしたいと思いますが、ご異議はございませんか。(なし)
異議はないようですので、変更登録することといたします。
それでは、事務局で通知及び登録簿への登録をお願いいたします。
次に、報告事項として、「2 人事行政の運営等の状況の公表について」を
議題といたします。
事務局から報告願います。

川村事務職員 それでは、人事行政の運営等の状況の公表についてご説明申し上げます。

江別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、昨年12月に、平成27年度における江別市の人事行政の運営状況が公表されておりますので、そのうち公平委員会に関わる部分の概略をご報告いたします。

資料2をご覧ください。平成17年4月1日に施行した条例により、市長は、毎年度人事行政の運営状況に関し、公表することが義務付けられており、平成17年11月の公表から数えまして、今回で12回目の公表となります。

また、公平委員会におきましても、前年度における業務の状況として、勤務状況に関する措置の要求の状況、不利益処分に関する審査請求の状況、苦情相談に関する処理の状況の3項目について報告することが義務付けられており、公表いたしました内容については、市のホームページに掲載されております。

なお、公平委員会の業務の状況につきましては、資料2の20ページの下端に記載しているとおり、3項目とも該当がございませんでした。

そのほか公平委員会に関係あるものとして、資料2の12ページから13ページまでに、職員の分限及び懲戒処分の状況がございますのでご参照いただきたいと思います。

以上ご報告申し上げます。

委員長 ありがとうございます。報告を受けましたが、それについて質問等があればお受けいたします。

私からお伺いします。資料2の12ページ、平成27年度の「7 職員の分限及び懲戒処分の状況」によると、休職の方が8名いらっしゃいます。心身の故障の場合に該当する方々のようですが、この人数というのは、ほかの自治体などに比べてどうなのでしょう。そのあたりは把握していますか。

川村事務職員 正確な把握というのは難しい状況です。北海道でも、各自治体のこの部分の数字を、とりまとめているものが資料としてございません。参考としまして、人口規模が近い苫小牧市ですと、その公表状況を確認いたしましたら、休職者は同じ区分で11名、小樽市が5名、一番人口規模に近い北見市は4名となっておりますので、極端に多い少ないという状況ではないかと思えます。

委員長 江別市の8名というのは、傾向としては減っているのですか、増えているのですか。

川村事務職員 傾向としましては、25年度が8名、26年度が7名、27年度が8名ですので、25年度以降は横ばい、それ以前は減少傾向ということは把握しております。

委員長 市の側からの心身故障者に対する手当てというのは、どんなものがないのか、いないのか、その点は何か把握なさっていますか。

川村事務職員 日常的には、故障が発生していない職員も含めて、全職員に対しては、職員課が健康管理を所管しておりますが、まずそこで設置する保健室で相談窓口を用意しております。

また、そのほか外部に匿名でも相談できる窓口を委託により設け、市としては窓口を二つ用意しております。

そのほか、市町村職員共済組合でも、心の相談・からだの相談という窓口を設けていますので、職員が三つの窓口に直接相談することができるようになっております。

そのほか、市の事業としましては、係長職以上の職員を対象に実施しておりますメンタルヘルスのケア研修、そのほか市町村職員の共済組合で実施している研修への参加ですとか、そういった予防に関して手当てしております。

委員長 ありがとうございました。他にございませんか。

杉野委員 関連しまして、退職者の復職率というのはどのくらいですか。

川村事務職員 あくまでも平成27年度の状況ですけれども、この8名のうち、現時点で復職されている方が4名、退職された方が3名、1人については現在の状況は把握しておりません。この8名の内訳としてはそのような状況です。

委員長 それでは質問等は以上で終わります、そのほかにもこの件について、質問等がなければ本件を終結いたします。

次に、「3 その他」について、何かございませんか。

川村事務職員 事務局からはございません。

委員長 それでは、以上で本日の公平委員会を閉会いたします。

終了：午後1時45分

上記の会議録の内容に相違のないことを認め、署名押印する。

委員長 ⑩

委員 ⑩

委員 ⑩